

会議録

会議の名称	平成 26 年度第 2 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 26 年 12 月 19 日（金曜日）午後 7 時から 7 時 57 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	出席委員：金石委員、増田委員、若松委員、平山委員、村田委員、新倉委員、指田委員、田中委員、長谷田委員、土方委員、清水委員、澤田委員 欠席委員：石田委員、芦野委員、鎌田委員 事務局：市民部長 宮寺、保険年金課長 石橋、保険年金課長補佐兼国保加入係長 阿部、国保給付係長 定留、国保徴収係長 清水、国保給付係 藤野
議 題	1 諮問事項 平成 27 年度 国民健康保険料のあり方について
会議資料の名称	1 西東京市国民健康保険料賦課方式の見直しについての検討結果 2 資料 1 26 市の賦課方式の状況等 3 資料 2 東京都内の国民健康保険被保険者数・賦課方式（平成 26 年度） 4 資料 3 平成 25 年度・26 年度の 26 市保険料率比較 5 資料 4 国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱いについて 6 資料 5 西東京市国民健康保険事業運営基金条例 7 資料 6 平成 27 年度の主な制度改正について 8 資料 6-1 財政運営の都道府県単位化の推進 9 資料 6-2 市町村国保における保険者支援制度の拡充
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 開会</p> <p>○清水会長：</p> <p>平成 26 年度第 2 回国民健康保険運営協議会を開会します。</p> <p>まず、本日の会議は定足数に達していることを報告申し上げます。</p> <p>会議録署名委員の指名</p> <p>○清水会長</p> <p>今回の会議録署名委員は、若松委員と金石委員に依頼します。傍聴者はいますか。</p> <p>○事務局</p> <p>いません。</p> <p>2 議題</p> <p>議題 1 諮問事項</p> <p>平成 27 年度 国民健康保険料のあり方について</p>	

○清水会長：

平成 27 年度 国民健康保険料のあり方について審議します。

○事務局：

衆議院の解散総選挙による影響で、国の予算案の編成作業が越年、年明けに決定との観測もあり、国民健康保険関係の数値、係数も、通知がずれ込む可能性があります。

昨年度の運営協議会からいただきました広域化についての付帯意見や国保広域化の状況を踏まえ、大きく 3 つのことを提案します。

- 1 保険料を計画的に 3 方式から 2 方式に改定していくこと
- 2 平成 26 年度で改正しなかった賦課限度額の引き上げ
- 3 国民健康保険事業運営基金を活用すること

運営協議会においては、以前から医療分の賦課方式について、「いずれは 2 方式」という意見があり、また、広域化に伴い、2 方式への計画的な移行が必要ではないかという昨年の答申を受けて、事務局で検討した内容がこの検討結果です。

「西東京市国民健康保険料賦課方式の見直しについての検討結果」に沿って説明

「1 西東京市国民健康保険料賦課方式移行について」

保険料について国と地方の協議による中間整理に述べられている事柄の説明

東京では、広域化の際に、「分賦金」と「均一保険料率の設定」の両方が考えられます。

西東京市と 23 区の違いと、他市の動向について説明（資料 1 から 2 補足説明）

3 方式から 2 方式への計画的な移行を優先し、移行後に料率の差を調整します。

賦課限度額については政令改正に合わせます。賦課限度額は、政令改正により、後期高齢者支援金分と介護納付金分が、昨年、それぞれ 2 万円ずつ引き上げられています。

2 方式への移行計画では、1 人世帯以外の世帯は、毎年、保険料負担が増加していくことになり、翌年の収支見込みによる不足予定額を保険料に求めることとなりますと、さらなる負担増となるため、何らかの緩和策が必要であると考えたところです。

「2 西東京市国民健康保険事業運営基金の活用について」

今後の保険料改定の際の緩和策として着目したのが事業運営基金の活用です。

その活用については、見込み以上の急激な医療費等の増加や制度改正（資料 6）により歳出が増加した場合に、基金から国民健康保険特別会計に繰り入れて対応することが考えられます。

「平成 27 年度の主な制度改正について」

市町村国保の都道府県単位の共同事業（保険財政共同安定化事業）が事業対象をすべての医療費（平成 26 年度まではレセプト 1 県 30 万円超えの医療費）に拡大されます。

平成 27 年度からは、対象が拡大することにより、交付金、拠出金も増加します。保険料の軽減対象者に応じた保険者への財政支援について、拡充が予定されています。

試算によりますと、1 億 1,800 万円法定内繰入金であります保険基盤安定繰入金（保険者

支援分)が増加する見込みです。この改正につきましては、厚生労働省が実施のための予算の確保に努めているとの情報があり、27年度の歳入に見込むものとします。

議論いただき、承認いただけるようであれば、次回、平成27年度の収支バランスに反映させるとともに、説明させていただいた事務局による検討結果を、本日の御意見も踏まえ、運営協議会としての文書として整理させていただきたいと考えております。

○清水会長：

まず、検討結果の賦課方式移行について、4年をかけて徐々に移行していく。皆さんから出た意見も、負担が少なくなるようにまた、急に上がるのはよくないとの御意見もあったので、その辺を踏まえて、計算しながら30年度までに2方式にすればいいのではないかとこの案となります。御意見ご質問がありましたらどうぞ。

○金石委員：

3方式から2方式に移ると保険料はかなり上がるのですか。

○事務局：

西東京市の場合は、平等割は1世帯につき1万1,800円、均等割は1人につき1万9,800円となっています。均等割は、人数に応じて増えていきますが、平等割は1世帯ごととなります。1人世帯については同額となります。

○平山委員：

広域化はいつごろになるかわかりますか。

○事務局：

予定では、平成27年度の通常国会に係る法案を出すというスケジュールになっています。順次出していく、平成29年度には広域化に向けた法制度が整うというスケジュールになっています。

○平山委員：

30年度までに2方式に持っていけば、その制度に間に合うということですか。

○事務局：

保険料の賦課方式、差分について、先延ばしになると思われます。まず、賦課方式を変えて、その後で料率を変えていけば、一度に過度な負担は減るのではないかと考えています。

○清水会長：

同時に、賦課限度額を政令改正に伴って改正するということについてはいかがですか。

○平山委員：

30年までに徐々に上げていって2方式に変わるのであれば、その方がいいのではないかなと思います。

○新倉委員：

前年度の運営協議会で、いきなり上げるのはちょっと厳しいから徐々に2方式に移行していった方がいいのではないかという御意見があったような記憶があります。運営協議会としては、ある程度大まかな合意を得て終わったという記憶があります。賦課方式が2方式になるということ自体は、受け入れざるを得ないのですけれども、問題は保険料率の改定です。方式的には2方式で進めてよろしいと思います。

○清水会長：

30年度をめどに緩やかにということで、事務局案を示していただきました。この案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水会長：

法改正に伴う限度額の改正についても、皆様のご意向はそれでよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○清水会長：

西東京市国民健康保険事業運営基金の活用についてです。有効的な活用をしたらどうかという事務局の御提案です。それについて、御質問はございますか。

○新倉委員：

どうして今まで基金の活用を行わなかったのか。疑問に感じています。

○事務局：

ここ数年、一般会計の財源が非常に厳しい状況になっております。国保会計についても、自主財源で何とか運営していくという話があり、ある程度は、余裕を持った財政運営をしてもいいのではないかとりました。

国保会計の医療費については、年々、医療の伸びなどが大分違いますし、なかなか単年度会計で解決するのは難しいところがあります。

繰越金の中でも赤字補填で入れている部分もありますけれども、徴収率の向上とか、年によっては医療費の伸びが低かったり、国からの交付金などが多かったりするときがあり

ますので、その辺の余裕があるところで、全部返すということではなくて、その中の一部を基金に入れて活用していく。運営がしやすいような目的で基金条例もありますので、そういう形で活用することを考えております。

○清水会長：

それでは、きょう事務局から提案されました、平成 27 年度において、賦課限度額については政令改正に伴って改正をする。それから、保険料の賦課方式については 2 方式への移行を計画的に実施する。事業運営基金については有効的な利用をするという 3 点の御確認を再度させていただいてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○清水会長：

承認頂戴いたしました。

○事務局：

ただいま御承認いただきましたので、次回運営協議会の際に、本日の意見を踏まえた内容で、平成 27 年度の収支バランスを試算し、集計したものを提出します。

また、次回運営協議会の際に、本日の意見を踏まえた運営協議会の指針として文書を整理したものも提出したいと思います。

○清水会長：

それでは、次回、数字を出していただけるということです。

(2) その他

○清水会長：

本日の協議事項は終わったので、その他に移りたいと思います。

(次回日程協議)

○事務局：

資料については、事前配布が時間的に間に合わないと思いますので、恐れ入りますが当日に配布させてください。収支バランスの表と、保険料の改定が必要であれば、改定表になります。

3 閉会

○清水会長

委員の皆様もなければ、これで閉会にしたいと思います。どうぞよいお年を。

午後 7 時 57 分 閉会